

↳ 償却方法の届出

Q : 減価償却資産を4月以降に取得した場合、届出が必要になるそうですが、どのようになっているのですか？

A : 従来からの償却方法と違う償却方法を適用する場合は、原則として届出が必要になります。

【解説】

新しく取得した減価償却資産の償却方法の選定の届出は、次のようになっています。

① 原則的な取扱い

新たに取得した減価償却資産をこれまでの資産と区分して、資産の種類ごと及び事務所又は船舶ごとに選定し、確定申告書の提出期限までに、その採用する償却方法を記載した「減価償却資産の償却方法の届出書」を所轄税務署長に届け出ます。

② みなし選定

3月までに取得した減価償却資産について、「旧定額法」「旧定率法」「旧生産高比例法」を選定している場合において、4月以後取得した減価償却資産について①の届出をしない場合は、それぞれ「定額法」「定率法」「生産高比例法」を選定したものとみなされます。

③ 法定償却方法

①の届出書を提出していない場合で、②に該当しない場合は、法定償却方法を適用することになります。

したがって、法定償却方法以外の償却方法を適用したい場合には、上記①の届出書を提出しなければなりません。

